

芦屋市自立支援協議会設置要綱の改正について

1. 経緯

令和6年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)が改正され、自立支援協議会において共有する情報に、地域における障害者等への適切な支援に関する情報が追加されることとなった。

また、令和6年3月に第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に策定した際、国指針に基づき、自立支援協議会の役割として「個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発及び改善」を追加した。

それらにともない、令和6年4月1日付けで当該要綱の改正を行った。

2. 障害者総合支援法の改正内容

● 改正の目的

自立支援協議会における個別事例の検討を通じて、地域における障がいのある人の支援体制の整備の取組を着実に進めていくこと。

● 改正のポイント

- ✓ 自立支援協議会の構成員に対する守秘義務を課すこと
- ✓ 関係機関による情報提供に関する努力義務を課すこと

● 改正箇所(概要)

改正後	改正前
第89条の3 (略) 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への<u>適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題</u>についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。 <u>3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。</u> <u>4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。</u> <u>5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u> <u>6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</u>	第89条の3 (略) 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への<u>情報</u>を支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。 (新設) (新設) (新設) (新設)

3. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の新設項目

● 新設の目的

自立支援協議会において個別事例の検討を行うことで、地域における障がいのある人の支援体制の整備に係る取組を活性化させること。

● 新設の概要

②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善〈新規〉

令和8年度末の目標値	・事例検討実施回数：1回/年 ・参加機関数：23機関（芦屋市自立支援協議会構成員数） ・協議会専門部会：3回/年
------------	--

目標値設定に当たった考え方	国指針を踏まえ、 <u>芦屋市自立支援協議会の場で事例の検討を実施する（例年、年度当初の自立支援協議会の場で、1年間の相談支援事業の活動報告をしているが、活動報告に加えて特徴的な事例を報告し、事例検討を実施する。）。</u> 協議会の専門部会については、基幹相談支援センターによる事例検討会を位置づける。
国指針	・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善。 ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

4. 要綱の改正内容(概要)

改正後	改正前
第1条 障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域における障がい者等への<u>適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題について</u>の情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、芦屋市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1）～（4）（略） <u>（5）地域のサービス基盤の開発及び改善のための個別事例の検討に関すること。</u>	第1条 障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域における障がい者等への等への支援体制に関する課題について<u>情報</u>を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、芦屋市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1）～（4）（略）